

広島県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年四月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道矢野安浦線	安芸郡熊野町字深原五五六七番一地从先から 安芸郡熊野町字深原五五六四番二地先まで	平成二十七年四月一六日